

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	亀井 郁夫（自民）	河合 常則（自民）	那谷屋 正義（民主）
理事	有村 治子（自民）	小泉 顕雄（自民）	西岡 武夫（民主）
理事	北岡 秀二（自民）	後藤 博子（自民）	広中 和歌子（民主）
理事	佐藤 泰介（民主）	橋本 聖子（自民）	浮島 とも子（公明）
理事	鈴木 寛（民主）	山本 順三（自民）	山下 栄一（公明）
	大仁田 厚（自民）	小林 元（民主）	小林 美恵子（共産）
	荻原 健司（自民）	下田 敦子（民主）	(17.3.8 現在)

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、衆議院提出（文部科学委員長）1件の計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願38種類137件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案は、本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、義務教育費国庫負担制度の今後の在り方と中教審が出す結論の取扱い、暫定的に4,250億円を減額する理由、準要保護者への就学援助に係る国庫補助の廃止に伴う課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

国立大学法人法の一部を改正する法律案は、委員会において、国立大学法人の筑波大学及び筑波技術短期大学等への視察を行うとともに、富山3大学統合のもたらす効果、障害者に対する高等教育機会の確保と筑波技術大学への支援の必要性、国立大学法人化後の課題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

学校教育法の一部を改正する法律案は、委員会において、短期大学に今後期待される役割、大学等における適切な教員組織編製の在り方、若手研究者の教育研究環境を整備する必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

文字・活字文化振興法案は、委員会において、衆議院文部科学委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月8日、第161回国会閉会後の平成17年1月11日から13日までの3日間、広島県

及び山口県において実施した、地方における初等中等教育、高等教育、文化及び科学技術等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、同日、文教科学行政の基本施策について中山文部科学大臣から所信を、平成17年度文部科学省関係予算について塩谷文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月15日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、旧文部省による是正指導後の広島県の教育改革と地方教育行政の在るべき姿、これまでのゆとり教育に対する文部科学省の認識、総合型地域スポーツクラブと地域子ども教室推進事業との連携方策、世帯の収入格差が子どもたちの生きる力の育成に与える影響、義務教育費国庫負担制度の取扱いと非常勤教員の増加に対する懸念、公立高校中退者を県内の公立高校で円滑に受け入れる体制を整備する必要性、学校の安全対策において国が果たすべき役割等の問題が取り上げられた。

3月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度文部科学省予算等の審査を行い、日本学術会議予算について七条内閣府副大臣から説明を聴取するとともに、学力低下傾向の現状に対する文部科学省の認識、学校安全や児童生徒の心のケアへの対応策、聾学校における手話を含む多様なコミュニケーションの活用、高等学校卒業程度認定試験の位置付け、学校の耐震化が進んでいない理由等について質疑を行った。

4月12日、平成16年新潟県中越地震による教育関係施設の被害状況等の実情調査のため、長岡市立阪之上小学校、小千谷市立東山小学校及び小千谷市立東小千谷小学校を視察した。

4月19日、スポーツ指導者の養成支援、新潟県中越地震に伴う教育復興担当教員の配置、歴史教科書の検定・採択の在り方、ITER（国際熱核融合実験炉）計画に係る経費、平成16年度教科書検定における申請図書の流れ、脱法ドラッグ対策と薬物乱用防止教育の推進、高等学校における職業教育の活性化等について質疑を行った。

7月28日、幼保一元化の意義と総合施設の設置形態、アンチドーピング活動の推進、日本原子力研究所の役員・予算等の現状、日本学術振興会及び科学研究費補助金の在り方、学校施設のアスベスト対策、文化芸術分野における体験学習の促進、総合型地域スポーツクラブの理念、教科書採択の公正確保と独占禁止法の適用等について質疑を行った。

8月2日、教育に関する実情調査のため、LEC東京リーガルマインド大学、フリースクールゆうがく、ステップアップアカデミー高等部「翔和学園」及びNPO法人「育て上げ」ネットを視察した。

(2) 委員会経過

○平成17年3月8日(火)(第1回)

- ・教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- ・派遣委員から報告を聴いた。
- ・文教科学行政の基本施策に関する件について中山文部科学大臣から所信を聴いた。
- ・平成17年度文部科学省関係予算に関する件について塩谷文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成17年3月15日(火)(第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・文教科学行政の基本施策に関する件について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北岡秀二君(自民)、大仁田厚君(自民)、荻原健司君(自民)、鈴木寛君(民主)、佐藤泰介君(民主)、山下栄一君(公明)、小林美恵子君(共産)

○平成17年3月18日(金)(第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十七年度一般会計予算(衆議院送付)
平成十七年度特別会計予算(衆議院送付)
平成十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣府所管(日本学術会議))について七条内閣府副大臣から説明を聴いた後、
(内閣府所管(日本学術会議)及び文部科学省所管)について中山文部科学大臣、小島文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕小林元君(民主)、下田敦子君(民主)、浮島とも子君(公明)、山下栄一君(公明)、小林美恵子君(共産)
本委員会における委嘱審査は終了した。
- ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について中山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年3月22日(火)(第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣、段本財務大臣政務官、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕後藤博子君(自民)、河合常則君(自民)、佐藤泰介君(民主)、那谷屋正義君(民主)、水岡俊一君(民主)、山下栄一君(公明)、小林美恵子君(共産)

○平成17年3月29日（火）（第5回）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について参考人慶應義塾学事顧問・日本私立学校振興・共済事業団理事長・中央教育審議会会長鳥居泰彦君、岡山県知事・中央教育審議会義務教育特別部会臨時委員石井正弘君及び財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長・中央教育審議会義務教育特別部会臨時委員渡久山長輝君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本順三君（自民）、那谷屋正義君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣、下村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、山本順三君（自民）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成17年3月31日（木）（第6回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣、下村文部科学大臣政務官、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、神本美恵子君（民主）、小林元君（民主）

（閣法第22号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

○平成17年4月19日（火）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・スポーツ指導者の養成支援に関する件、新潟県中越地震に伴う教育復興担当教員の配置に関する件、歴史教科書の検定・採択の在り方に関する件、ITER（国際熱核融合実験炉）計画に係る経費に関する件、平成16年度教科書検定における申請図書の流れに関する件、脱法ドラッグ対策と薬物乱用防止教育の推進に関する件、高等学校における職業教育の活性化に関する件等について中山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、荻原健司君（自民）、那谷屋正義君（民主）、下田敦子君（民主）、小林美恵子君（共産）、浮島とも子君（公明）、山下栄一君（公明）

○平成17年4月28日（木）（第8回）

- ・国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年5月12日（木）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕 後藤博子君（自民）、大仁田厚君（自民）、河合常則君（自民）、山下栄一君（公明）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成17年5月17日（火）（第10回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣、上田財務副大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕 西岡武夫君（民主）、下田敦子君（民主）
（閣法第54号）賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年7月5日（火）（第11回）

- ・学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年7月7日（木）（第12回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
〔質疑者〕 有村治子君（自民）、広中和歌子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、山下栄一君（公明）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）
（閣法第55号）賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成17年7月21日（木）（第13回）

- ・文字・活字文化振興法案（衆第24号）（衆議院提出）について提出者衆議院文部科学委員長斉藤鉄夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第24号）賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

○平成17年7月28日（木）（第14回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・幼保一元化の意義と総合施設の設置形態に関する件、アンチドーピング活動の推進に関する件、日本原子力研究所の役員、予算等に関する件、日本学術振興会及び科学研究費補助金の在り方に関する件、学校施設のアスベスト対策に関する件、文化芸術分野における体験学習の促進に関する件、総合型地域スポーツクラブの理念に関する件、教科書採択の公正確保と独占禁止法の適用に関する件等について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 後藤博子君（自民）、荻原健司君（自民）、下田敦子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、西岡武夫君（民主）、浮島とも子君（公明）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担金の暫定措置

義務教育費国庫負担金について、平成17年度限りの暫定措置として、本来の国庫負担額から4,250億円を減額すること。

二、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化

市町村が行う就学援助に対する国庫補助の対象を要保護者に限定すること、公立高等学校における産業教育のための実験実習設備費に対する国庫補助を廃止することなど、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図ること。

三、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行すること。

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学を統合して国立大学法人富山大学を新設すること。

二、国立大学法人筑波技術短期大学を廃止して国立大学法人筑波技術大学を新設すること。

三、国立大学法人政策研究大学院大学の主たる事務所の所在地を、神奈川県から校舎の存

する東京都に改めること。

四、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成17年10月1日から施行すること。

五、国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学並びに国立大学法人筑波技術短期大学（以下「旧国立大学法人」という。）は、新たに設立される国立大学法人富山大学及び国立大学法人筑波技術大学（以下「新国立大学法人」という。）の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、新国立大学法人が承継するものとし、その承継の際、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から新国立大学法人に出資されたものとする。

六、新国立大学法人の成立の際に旧国立大学法人が設置する短期大学に在学する学生が存する場合には、その学生が短期大学卒業に必要な教育課程の履修ができるよう、学生が在学しなくなる日までの間、新国立大学法人に国立短期大学部を設置すること。

七、新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人が設置する大学に在学する者は、大学卒業又は大学院の課程修了に必要な教育課程の履修を新国立大学法人が設置する新大学において行うものとし、新大学はそのために必要な教育を行うものとする。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国立大学法人の再編・統合に当たっては、教育研究基盤の強化とともに、個性豊かな大学の実現に資するよう努めること。また、地域の知の拠点としての役割にかんがみ、各国立大学法人は地域との更なる連携に努めること。

二、再編・統合後の富山大学については、医薬理工融合による和漢医薬学を始め統合医療を総合的に教育研究するための我が国の拠点として十分に役割が発揮できるようにするなど、その拡充・発展を図るとともに、高岡短期大学がこれまで果たしてきた地域貢献の伝統を継承し発展させるよう努めるほか、様々な工夫により、キャンパス分散による不利・不便を克服し、再編・統合の実を上げるよう留意すること。

三、障害者に対応した高等教育機関の整備については、筑波技術大学の整備・支援に努めるとともに、一般大学における受入れの促進を図ること。特に、筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関であることにかんがみ、大学院の設置について積極的な検討を進めるとともに、障害者教育に関する支援及び情報の発信、障害者のための機器の開発、技術等の習得方法の研究、新たな職域の開拓や雇用機会の確保等に努めること。また、大学評価に当たってはその教育研究の特性に十分配慮すること。

四、短期大学がこれまで果たしてきた役割と今後の重要性にかんがみ、その振興・助成に十分に配慮するとともに、卒業生が学部等に円滑に編入学できるよう留意すること。

五、授業料等の標準額については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、適正な金額・水準とするとともに、標準額の決定に際しては、各国立大学法人の意見にも配慮するよう努めること。また、日本学生支援機構等の奨学金の更なる充実

を図るとともに、授業料等減免制度の充実や独自の奨学金の創設等の各国立大学法人による学生支援の取組について、積極的に推奨・支援すること。

六、国立大学法人評価委員会による中期目標に対する評価の基準を示すとともに、運営費交付金を算定する際にその評価結果がどのように反映されるかを速やかに明らかにすること。

七、国立大学において、質の高い教育研究成果を得るため、先端施設のほか、老朽施設、学生寮の整備など教育研究環境の着実な整備を推進すること。
右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、短期大学は、短期大学を卒業した者に短期大学士の学位を授与するものとする。
- 二、大学、短期大学及び高等専門学校に置かなければならない職として、現在の助教授に代えて「准教授」の職を設けるとともに、現在の助手のうち、主として教育研究を行う職として「助教」の職を設け、主として教育研究の補助を行う職を引き続き「助手」とすること。ただし、准教授、助教及び助手は、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には置かないことができるものとする。
- 三、この法律は平成19年4月1日から施行すること。ただし、短期大学卒業生への学位授与に関する規定については平成17年10月1日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、優秀な若手研究者を養成・確保し、もって、我が国の教育研究水準の維持・向上を図るため、若手研究者の教育研究の機会・環境の整備に努めること。特に、大学等においては、助教と助手の任用に際し、各人の能力や業績を公正・適切に評価するとともに、助教を教育研究活動に積極的に活用することとし、また、政府においては、ポストドクトラル制度、科学研究費補助金の拡充など若手研究者に対する積極的な支援や自立性向上のための施策に一層努めること。
- 二、各大学等においては、大学等の個性や学問分野等の特性を十分考慮し、教員の役割分担や養成、組織的な連携体制等が確保されるよう、適切な教員組織の確立に努めること。
- 三、大学教員等の資格等については、大学における教育研究の活性化、優れた人材の養成、諸外国の動向等も踏まえ、その在り方について今後とも検討を行うとともに、特に、助手については、キャリア・パスについて積極的な検討を進めること。
- 四、短期大学については、これまで果たしてきた専門的職業教育、資格取得教育、生涯学習機会の提供、地域社会への貢献等の機能を重視し、教育改革への取組に対する支援を充実するなど、教育研究水準の維持・向上に努めること。また、各短期大学においては、学位の質を確保するため、自己点検・評価等による教育研究の改善・充実に一層努める

こと。

五、高等専門学校が、早期体験重視型の専門教育等の特色ある教育により優秀な人材を輩出し、また、地域の教育拠点として高い評価を得ていることにかんがみ、その教育水準の維持・向上及びその教育内容を学術の進展に即応させるために必要な研究に対する支援を行うとともに、専攻科の充実にも努めること。

右決議する。

文字・活字文化振興法案（衆第24号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、文字・活字文化が、知識と知恵の継承・向上、豊かな人間性の涵養や健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とすること。

二、定義

この法律において「文字・活字文化」とは、文章の読み書きを中心に行われる精神的な活動、出版活動など文章を人に提供するための活動、出版物等これらの活動の文化的所産をいうこと。

三、基本理念

- 1 文字・活字文化の振興施策は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として行われなければならないこと。
- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならないこと。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならないこと。

四、国及び地方公共団体の責務

- 1 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、実施する責務を有すること。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館等関係機関及び民間団体との連携強化等に努めるものとする。

五、地域における文字・活字文化の振興

- 1 市町村は、公立図書館の設置及び適切な配置に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館における司書等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備など、その運営の改善・向上に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学図書館等の一般公衆への開放等を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

六、学校教育における言語力の涵養

- 1 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、教育方法の改善及び教育職員の資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

七、文字・活字文化の国際交流

国は、文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

八、学術的出版物の普及

国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、出版の支援等必要な施策を講ずるものとする。

九、文字・活字文化の日

文字・活字文化について国民の関心と理解を深めるようにするため、10月27日を文字・活字文化の日とすることとし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

十、財政上の措置等

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。